

「安全なマンションに居住する権利」の実現

-共用部分の欠陥の100%の補修を目指して-

建物の区分所有等に関する法律により、マンションの管理者は「共用部分等について生じた損害賠償金」等の訴訟に関して、区分所有者全員を代理する権限が認められています。

ところが、マンションの区分所有権の転得者が居住者に含まれる場合、その者が共用部分等について生じた損害賠償請求権を譲り受けていない限り、マンション管理者は、前記の訴訟につき区分所有者全員を代理することができないとする裁判例が出現し、マンション管理の現場では大きな問題となっています。

そこで、この問題について、法改正の動向も踏まえ、学者や弁護士らとともに議論を深め、マンション共用部分の欠陥について100%の補修を目指し、もって「安全なマンションに居住する権利」の実現を目指すため、このシンポジウムを行います。

2024年6月7日（金）17時45分～20時

参加無料・事前申込不要 *どなたでもご参加いただけます



開催方法：会場とオンライン（Zoomウェビナー）を併用したハイブリッド開催

参加方法：いずれかの方法で御参加ください。事前申込は不要です。

会場

弁護士会館1701会議室
(先着30名)

(東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館17階・直接会場にお越しください。)

オンライン

Zoomウェビナー

(当日、日弁連一般ウェブサイトの本シンポジウム案内ページに掲載する参加用URL又はウェビナーIDからご参加ください。)

(<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2024/240607.html>)

プログラム(予定)

| | |
|---------------|--|
| 1 基調報告 | 「区分所有法改正要綱案第1.6の概要と問題の所在」 報告者 森友 隆成（日弁連消費者問題対策委員会副委員長） 報告者 折田 泰宏弁護士（京都弁護士会、元日本マンション学会会長） |
| 2 事例報告 | 報告者 神崎 哲（日弁連消費者問題対策委員会幹事） 報告者 報告事例マンション管理組合理事長（提訴時） |
| 3 パネルディスカッション | テーマ「マンション共用部分瑕疵の請求権行使のあり方」 パネリスト 鎌野 邦樹氏（早稲田大学名誉教授） 花房 博文氏（創価大学法科大学院教授、弁護士（第二東京弁護士会）） 折田 泰宏 弁護士（京都弁護士会、元日本マンション学会会長） 森友 隆成（日弁連消費者問題対策委員会副委員長） コーディネーター 水谷 大太郎（日弁連消費者問題対策委員会委員） |

※個人情報の取り扱いについて

本イベントは、Web会議室システム「Zoom」を利用して開催します。「Zoom」の利用規約やプライバシーポリシー確認・同意の上でご利用ください。なお、日本弁護士連合会は、参加者が本イベントのZoom接続時に入力した個人情報（氏名・メールアドレス）を取得しません。詳しくは、日本弁護士連合会のウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.nichibenren.or.jp/copyright/privacy.html>)